

皆野町新型コロナウイルス感染防止対策奨励金

申 請 要 領

申請期間

令和2年8月17日（月）～ 令和3年1月29日（金）

申請・問い合わせ窓口

皆野町役場産業観光課

商工観光担当

☎0494-62-1462

※本要領の内容は変更する場合があります。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を取りながら営業をする事業者に対して、感染防止対策を奨励し、町内の感染拡大の防止を図るとともに、町内事業者の経済活動を推進するため、奨励金を交付するものです。

2 対象となる感染対策

各業種において作成された新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインに基づき行う感染症拡大防止のための取組が対象となります。

対象となる対策

- ・消毒液設置や店内の定期的な消毒
- ・非接触式体温計による入口での検温
- ・マスクやフェイスシールドの着用
- ・手袋の着用
- ・ソーシャルディスタンスの確保
- ・順番待ちの列形成を避けるための番号札の導入
- ・その他（新型コロナウイルス感染防止対策として適当であると認められるもの）

3 交付対象者

給付金の交付を受ける為には、次の要件全てに該当する必要があります。

- ① 町内に店舗、工場または事業所を有し、かつ、事業を行っている事業者
- ② 感染防止対策を実施し、かつ、当該感染防止対策を継続して実施しようとする意思のある者
- ③ 町税を滞納していないこと
- ④ 皆野町暴力団排除条例（平成 24 年皆野町上例第 12 号）第 2 条に規定する暴力団員等又は関係者でないこと。

4 奨励金の額

1 店舗につき 5 万円

5 奨励金の申請

皆野町新型コロナウイルス感染防止対策奨励金交付申請書（兼請求書）
（様式第 1 号）を提出してください。

※申請は 1 事業者（法人・個人）あたり一回限りです。

6 不交付の要件

次の事項に該当する方に対しては、奨励金を交付することができません。

- ① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）
及び皆野町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 条）に規定する暴力団員又は
暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑥ 売上高及び継続性を勘案し、収益性が認められない事業者

7 交付の取消し

奨励金の交付決定を受けた方が、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき、又は不交付の要件に該当するときは、決定を取り消し、又は交付した奨励金の全額若しくは一部を返還していただく場合があります。